

次世代育成支援対策推進法にかかる医療法人水の木会一般事業主行動計画

計画期間：2025年4月1日～2030年3月31日

次世代法の一般事業主行動計画

子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備を行う。

1. 実施期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

2. 内容

目標1 男性の育児休業取得促進を図る

【取組内容】

- ・令和7年4月～ 電子掲示板等の利用により職員の認知度を高め一層の利用促進を図る。「育児休業取得率100%」及び「1ヶ月以上の育休取得」を推進する。

目標2 職員の年次有給休暇の取得日数を平均年間12日以上とする。

【取組内容】

- ・令和7年4月～ 電子掲示板等により一定の期間における実績を公表するなど更なる意識の醸成を図る。